

**国立大学法人弘前大学
平成18年度の業務運営
に関する計画（年度計画）**

平成18年度 国立大学法人弘前大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(1)-1 教育目標が意図する教育の成果を達成するための具体的方策

(1)-1-1 教養教育(21世紀教育)

1) 情報収集・処理に関わる基本的技能習得プログラムと情報化社会における倫理教育を連動して行う。

【倫理教育を加味した情報関連科目】

「情報処理演習」, テーマ科目「情報」及び「情報処理論の基礎」の授業内容を見直した倫理教育と連動した新たな情報関連科目を実施する。

2) 学生の到達目標に応じた外国語の習得プログラムを開発・整備するとともに, 外国語能力評価の客観化を図る。

【学内TOEIC試験の試行】

学内TOEICの模擬試験システムにより, 学生の英語成績分布を継続的に把握する。

学内TOEIC試験の利用により, 英語コミュニケーション実習の授業においてTOEICパイロットプログラムを試行し, その結果をとりまとめ, 英語習得プログラムの改善・充実を図る。

3) 発言力, 批判力を習得させる対話型・双方向型の少人数授業を充実させる。

【授業内容等の改善】

1年次前期に全学生が履修する導入科目(基礎ゼミナール)において, 学生の発表力・質問力等の総合的言語力の向上を図る。

4) キャリア教育を導入し, 自立した社会人を目指す姿勢を涵養する。

【キャリア教育の充実】

キャリア教育に関する特設テーマ科目「社会と私-仕事を通して考える-」を, 2単位から4単位に増やし継続して開講する。

(1)-1-2 専門教育(学部教育)

1) 多様化する学生の資質・学力に対応して基礎教育を充実・強化する。

【コア・カリキュラムの全学的実施】

21世紀教育カリキュラムの見直し(平成18年度実施)と連動させて, 専門教育のカリキュラムについて, コア・カリキュラムを導入し平成18年度から実施する。

【全学の教員養成】

教育学部:「全学教員養成担当実施委員会」の下, 全学の教員養成に関する業務を推進する。

【分野・領域ごとの取り組み】

人文学部：平成17年度に導入した新課程・新コースのカリキュラムにおいて、人文社会科学系のコア科目を設定し、学部専門教育の目標達成を目指すための基盤的授業科目を確定する。

教育学部：1年次学生に開講している教職の導入科目「教職入門」の充実を図るとともに、「全学教員養成担当実施委員会」の下、平成20年度から実施する「教育学部学生以外の学生の教育実習」のための方法・内容等に関する検討を行う。また、3年次に教壇実習のみならず学校全体の教育活動の理解を目的とした、新しい恒常的な教育実習（Tuesday実習）を実施する。

医学部医学科：

- ・医師国家試験に向けた集中セミナーを開講する。
- ・新規卒業者の医師国家試験の合格率95%以上を目標とする。
- ・一部のコア科目について、3年次学士編入学生用に独自に実施する。
- ・コア・カリキュラムとは別に開講する発展科目について、学生アンケートにより評価し、その内容を改善する。
- ・研究室研修（平成18年度、3年次学生に実施）の結果についてのプレゼンテーションを実施し、これを評価の一部とする。

医学部保健学科：新規卒業者の看護師等各種資格試験の合格率95%以上を目標とする。このため効率的な演習を行い、演習の成績に応じて集中セミナーを実施する。

理工学部：平成18年度に学科を改組し、現代社会のニーズに対応できる専門基礎学力を重視した新カリキュラムを導入するとともに、以下の措置を行う。

- ・能動的学習を促進するため、大幅に導入した演習科目に、大学院学生を主体としたTAを配置し、学習の充実を図るとともにその効果を検証する。
- ・新たに、学科での専門基礎に興味を持たせるための導入科目を実施するとともにその効果を調査する。

農学生命科学部：専門基礎教育充実の視点から、学部専門教育のカリキュラムを平成18年度中に見直し、平成19年度から実施する。

2) 各授業科目の到達目標と成績評価基準を明示するとともに、達成度を把握し授業改善に活用する。

【到達目標・成績評価基準の公表】

シラバスに、授業の具体的な到達目標と成績評価方法を明記し、達成度を把握して授業改善に活用する。

【適正な評価と学習意欲の向上】

平成19年度入学者から、きめ細かく適正な評価により学習意欲の向上に努めるべく、現行の4段階評価を5段階評価とするための準備を行う。

医学部保健学科：授業の修得課題の提示方法、評価基準設定方法について、統一様式の試案を策定し、平成20年度本格実施を目指す。

3) インターンシップの拡充、企業人等学外非常勤講師の活用により、実学の充実を図り進路選択を支援する。

【インターンシップ制度の充実】

平成17年度に改正した「インターンシップ実施要項」に基づき、対象を3年次以

上及び大学院の学生へ拡大し、インターンシップの一層の充実を図る。
本学学生を本学事務局等にインターンシップ生として受入れる。

【学外者の活用】

地域の専門家、企業人等を学外非常勤講師として活用し、キャリア教育の充実を図る。

- 4) 学部間の協力体制を整備し、理工学部及び農学生命科学部の J A B E E 認定を目指した教育を、平成 16 年度から実施する。

【J A B E E 認定に向けた取り組み】

平成 18 年度 J A B E E 認定を目指した教育プログラムとして、理工学部知能機械システムプログラム及び農学生命科学部農業土木プログラムを継続する。

- 5) 学外の資格試験等を活用し、その結果を踏まえ教育方法の研究、改善を行う。

【地域との連携による試験講座の新設】

理工学部：電子情報工学科において、弘前市が申請する構造改革特区「弘前 I T 人材育成特区」の認定講座として、初級システムアドミニストレータ試験講座及び基本情報技術者試験講座を開設する。

【教育方法の改善】

理工学部：J A B E E 認定審査における指摘事項（シラバスの内容充実、教育の点検・改善システムの見直し等）を踏まえ、教育方法の改善を行う。

- 6) 留学生センターの機能を強化し、平成 16 年度から短期留学プログラムの充実を図る。

【高校生への情報提供】

オープンキャンパス等において、高校生に対して短期留学などの国際交流の取り組みを、積極的に情報提供する。

【多言語による短期プログラムの提供】

短期留学生の受入れを増やすため、協定校に対して「多言語による短期プログラム」を紹介する。

- 7) 社会人入学制度を積極的に運用し、学生集団の活性化を図る。

【社会人入学の促進】

企業等を訪問し、社会人入学の促進に努める。

(1)-1-3 大学院教育（修士課程）

- 1) 地域社会の需要に応える高度技能・能力を付与する講義・演習・論文指導を行う。

【目的に即応した研究テーマの設定及びその指導】

学生が、「国際的レベルを目指す研究」、「先見性ある基礎的発展を目指す研究」、及び「地域に貢献する研究」のいずれかを選択し、教員はその目標に即したテーマを設定して、教育及び研究指導を行う。

- 2) 青森サテライト教室を充実する。

【地域受講生のニーズ把握】

人文社会科学研究科：今後の充実に向けての具体的な方策を策定するため、青森市周辺地域からの受講生のニーズを、ヒアリング・アンケート等により把握する。

- 3) 本学及び他大学の博士課程進学を前提とする学生への指導を強化する。

【学生指導の強化】

理工学研究科：博士後期課程へ継続する研究テーマを設定して、研究指導を強化する。

農学生命科学研究科：岩手大学大学院連合農学研究科へ継続する研究テーマを設定して、研究指導を強化する。

- 4) 社会人入学制度を積極的に運用し、地域社会との連携強化を図る。

【社会人入学の推進】

教育学研究科：教育学部附属学校教員の資質・能力向上を図るため、科目等履修生として受入れて、キャリアアップ研修を実施する。

学生就職支援センター：企業等に対して、社会人入学制度を積極的にPRする。

農学生命科学研究科：農業改良普及員の資格取得に修士課程修了資格が必要となったことに対応し、自治体職員入学の受入体制を整備する。

(1)-1-4 大学院教育（博士課程）

- 1) 個別指導を徹底し、研究成果の発表を促進する。

【学位論文の審査】

医学系研究科医科学専攻：秋田大学医学研究科と連携して、学位論文審査（予備審査を含む）を実施する。

【大学院学生の研究会】

地域社会研究科：大学院学生の自主的な研究会において、各自の研究発表と相互討論を通して研究の進展を図る。

- 2) 各研究科の研究指導協力体制を強化する。

【研究指導協力体制の強化】

主指導教員と副指導教員の複数指導体制により、大学院学生に対する研究指導を強化する。

医学系研究科医科学専攻：領域内における研究指導体制の強化及び修業年限短縮制度修了者の増加を推進する。また、秋田大学医学研究科と共同でセミナーを開催する。

- 3) 社会人入学制度を積極的に運用し、地域社会との連携強化を図る。

【地域課題への取り組み】

社会人を積極的に受入れ、地域の課題を研究テーマに取り組むことで、地域社会における主導的な役割を果たす人材を育成する。

【県のセンター研究員の受入れ】

理工学研究科と青森県工業総合研究センターとの交流を深め、センター研究員の博士後期課程入学者を増やすとともに、今後の共同研究の機会を拡大する。

(1)-2 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 学生による授業評価の方法を工夫し、教育の成果・効果の検証に活用する。

【点検評価と調査法の再構築】

平成17年度に実施した全学的な学生による授業評価の結果をフィードバックし、

教員の授業方法の改善を図る。

授業評価の実施方法及びアンケート調査票フォーマットを見直し、「学生による授業評価」の再構築を図る。

【教育の成果・効果の検証】

全教員を対象とする「授業改善の取り組みのための教員アンケート」を実施し、教育の成果・効果を検証し、授業改善に反映させる。

医学部保健学科：学科の特性を踏まえた独自の「学生による授業評価」の実施方法等について検討し、平成20年度実施を目指す。

2) 学生の試験結果等の分析を持続的・系統的に実施することにより、教育の達成度を把握し、結果を教育に反映させる。

【教育達成度の把握】

医学部医学科：

- ・医学教育センターにおいて、メディカル・スクール構想（学士入学4年制）に基づいて、3年次学士編入学生の教育達成度を持続的かつ系統的に調査し、教育へ反映させるとともに、その検証を行う。
- ・4年次学生に対して臨床実習実施前に行う「共用試験」の結果を解析し、学生の達成度を把握するとともに、進級判定の資料とする。また、共用試験の成績不良者に対して、補講等の対応を図る。
- ・6年次学生に実施する総合試験の結果を解析し、これを卒業判定の資料とする。また、その結果を教育改善に反映させ、総合試験の成績不良者に対して補講等の対応を図る。

医学部保健学科：国家試験に関する合格率と不合格要因の分析等を行い、専攻ごとに対策を立てる。

農学生命科学部：学生の教育達成度が高い農業土木プログラム（JABEE基準）の教育システムを参考に、達成度が高い教育システムの構築を図る。

3) 卒業生及び企業等に対するアンケート等を活用して、教育の成果・効果の検証を充実させる。

【各種アンケート調査による成果・効果の検証】

平成17年度に実施した卒業生及び企業等に対するアンケート調査結果を分析し、教育の成果・効果の検証に活用する。

医学部医学科：初期研修指導者に対して、本学卒業の研修医に関するアンケート調査を行う。

（2）教育内容等に関する目標を達成するための措置

(2)-1 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

1) 入学試験全体を分析検討し、平成16年度に入学試験及び入学試験体制の抜本的な改善案を策定する。

【入試の抜本的改善】

平成19年度入学試験に向けて、入学試験実施体制の抜本的な改善を図るため、「臨時入学試験改善委員会」を設置し、以下の事項について、平成18年6月までに結

論をまとめる。

- ・受験科目の簡素化
- ・第二志望制度の導入
- ・学外試験場の拡大及び充実

2) 学部説明会の内容を高等学校と相談しながら、全学的に検討して充実を図るとともに、八戸サテライト、青森サテライト教室の活用及び高等学校に出向いての講義や説明会を通して、高校生に対する大学理解の向上を図る。

【入試説明会の拡大・拡充】

入試説明会の拡大及び充実を図る。

【高校との連携強化】

学部説明会、出張講義、高大連携高校生セミナー、1日体験入学及び高校生インターンシップ等の充実を図り、高等学校との連携をさらに強化し、本学への進学を促進する。

3) 留学生の受入体制の整備を行う。

【正規生受入の増加】

協定校（12カ国24校）との連携を密にし、正規生受入れ数を増やす。

【留学生宿舎の確保】

留学生に適した宿舎を斡旋できるように、民間業者との協力をさらに図る。

【留学生受入の検討】

中国専門学校生の第3年次編入学受入れについて、検討を行う。

留学生受入れのあり方について、検討を開始する。

(2)-2 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(2)-2-1 学部

1) 本学の教育目標・目的に即した各学部ごとのコア・カリキュラムの導入を図る。

【各学部の特徴を活かしたコア・カリキュラムの策定・導入】

本学各学部の特徴を活かした「全学コア・カリキュラム制」を導入する。各分野・領域の基盤となる基礎学力を保証するコア科目群、及びその応用力を身に付けさせるための発展・展開科目群を適正に配置し、社会の要請に応え得るべき基礎力を涵養するため、以下の特徴を持ったコア・カリキュラムを導入する。

人文学部：人文社会科学系のコア科目を設定し、各課程ごとに新設したコースのコア・カリキュラムとして導入する。

教育学部：新しく提唱した教員養成学の概念に対応した「自己形成科目群・学校臨床科目群・教員発展科目群」を設定・導入する。

医学部医学科：既設のコア科目に加えて、さらに発展科目を開設し、プレゼンテーション能力・ディスカッション能力の向上を図るために専門基礎科目、チュートリアル教育、研究室研修等を実施する。

医学部保健学科：指定規則、国家試験に対応しつつ、必修科目と選択科目及び選択必修の適切な設定・配置に基づくカリキュラムを実施する。

理工学部：専門基礎学力を重視したコア科目の導入とともに、能動的学習を促進す

るための演習科目を増強する。

農学生命科学部：平成19年度実施に向けて、コア科目群としての専門基礎科目を充実させ、これに学部専門科目を緊密に連携する科目を配置するカリキュラムの検討に着手する。

- 2) 教養教育（21世紀教育）においては、放送大学の授業等の積極的な活用により、多様な授業の選択肢を提供する。

【他大学との単位互換】

放送大学、弘前学院大学及び北東北国立3大学との単位互換制度により、引き続き多様な授業の選択肢を提供する。

【新規授業科目】

保健管理センターの専任教員を1名増員し、メンタルヘルス教育を3コマから4コマに増やして実施する。

地域に根ざす大学としての特色ある授業科目「津軽学 - 歴史と文化」を、学外の文化人を含めた9名により実施する。

- 3) 寄附講義等を活用し、選択科目の充実を図る。

【寄附講義・冠講座】

医学部医学科：寄附講義として、青森県医師会による「保健と医療システム」と㈱ツムラによる「東洋医学」を開講する。

人文学部：野村證券の提供による授業科目「資本市場の役割と証券投資」を、課程特設講義（2単位）として開設する。

- 4) 学部内、各学部間の講義の有機的な連携を図るため、授業内容等の見直しを実施する。

【学部等間の連携】

医学部保健学科と附属病院が連携して、附属病院実習のあり方や課題等を検討するため、「臨地・臨床実習に関する合同検討会議」を設置する。

人文学部と理工学部：経済・経営学、倫理学分野と情報関連分野の授業科目において、相互履修を実施する。

農学生命科学部：専門基礎教育の充実に関わる学部専門教育の見直しと、関連する講義科目について理工学部との連携の検討に着手する。

- 5) 国際水準の資格取得が可能な教育課程を構築する。

【JABEE認定】

理工学部知能機械システムプログラム及び農学生命科学部農業土木プログラムの平成18年度JABEE認定を目指す。

- 6) 社会と連携した卒業研究を実施する。

【社会と連携した卒業研究】

地域の活性化のため、地域に密着した課題（例えば、街づくり、雇用問題、農業問題など）を研究テーマに設定し、論文内容は公開発表する。

(2)-2-2 大学院

- 1) プレゼンテーション能力や論文執筆等の研究者に必要な能力養成に留意したカリキュラム編成を図る。

【研究能力養成のカリキュラム】

医学系研究科医科学専攻：医学研究の基盤となる知識や技術の習得，また，メディアカル・イングリッシュ・センターの活用により英語論文作成のためのカリキュラムを実施する。

【新教育課程の導入】

地域社会研究科：担当教員5名を補充して，地域社会の文化と産業の活性化に資する科目をさらに充実させ，教育と研究指導を強化する。

- 2) 高度専門職業人養成に即した授業内容と授業形態を導入する。

【カリキュラム改革】

教育学研究科のカリキュラム改革に着手する。

【臨床心理士の養成】

臨床心理士（第1種指定大学院）の養成を開始する。

【教職大学院】

教職大学院についての検討を継続する。

【教員養成推進プログラム】

「大学・大学院における教員養成推進プログラム」を策定し，文部科学省の同プログラムの申請を行う。

- 3) 社会と連携した研究テーマを開発する。

【各研究科の取り組み】

人文社会科学研究科：学部附属センター，また，地域行政機関や企業との連携活動を行っている研究領域を中心に，研究テーマを設定する。

教育学研究科：青森県及び弘前市の小・中学校長会との定期協議会を活用し，地域の学校が抱える問題点に関する研究テーマを設定する。

医学系研究科医科学専攻：社会と連携できる研究テーマを設定し，更なる民間との共同研究を探り，より活発化させる。

理工学研究科：地元企業との共同研究に関連する研究テーマを設定し，共同研究を促進する。

農学生命科学研究科：課題設定・研究過程において，産業的・社会的課題との関係を自覚させる教育方法を研究する。

- (2)-3 授業形態，学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 教育課程と授業の特性に合致した授業形態，学習指導法の研究と実施のための研究体制を整備する。

【研究プロジェクトチームの立ち上げ】

教育・学生委員会の下，ティーチング・ポートフォリオなどを活用した学習指導法に関する研究プロジェクトチームを立ち上げる。

- 2) 高・大連携を促進し，学生の大学教育における適応能力を高める方策を策定する。

【高大連携の取り組み】

「高・大連携高校生セミナー」を引き続き開講するとともに，受講生徒数の増加に努める。

教育・学生委員会と21世紀教育センターが連携し、本学の学士課程の教育内容に関する研究会に、高等学校教員も加えて実施する。

- 3) インターネットを利用した遠隔授業を実施する。

【双方向型の遠隔授業】

医学系研究科医科学専攻：双方向型テレビ会議システムを利用したリアルタイムの遠隔授業を継続する。

【SCSによる大学間連携教育】

農学生命科学部：SCS（スペース・コラボレーション・システム）を活用した大学間連携教育（講義，基礎ゼミ，研究発表等）を継続する。

- 4) 他大学との単位互換制度を拡充するとともに，開設授業科目の見直し・整理を行う。

【地域の大学との単位互換】

放送大学，弘前学院大学及び北東北国立3大学との単位互換制度により，引き続き多様な授業の選択肢を提供する。

- 5) 社会の多様な組織との連携による学外実習等の充実を図る。

【地域の多様な組織との連携】

教育学部：弘前市教育委員会・青森市教育委員会等との連携を一層強化して，教育実習内容の充実を図る。また，老人福祉施設や知的障害者福祉施設などの社会福祉施設と連携して，介護等体験実習の充実を図る。

教育学部：教育委員会と連携して，学校サポーター，放課後チューター等の活動，弘前市適応指導者教室への派遣を継続し，実践的指導力の向上を目指す。また，教員養成カリキュラム・組織改革のための研究会を，青森県教育委員会と合同で組織する。

医学部医学科：三沢空軍病院へのエクスターンシップ，クリニカル・クラークシップ及び学外実習の充実を図る。

(2)-4 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(2)-4-1 教養教育（21世紀教育）

教養教育（21世紀教育）の「成績評価の方法と基準」の検証後，適正な評価方法と基準を設定する。

【5段階評価の導入】

「成績評価の方法と基準」を引き続き実施する。

平成19年度入学者から導入する5段階評価に合わせて，「成績評価の方法と基準」の見直しを行う。

(2)-4-2 学部

- 1) 主要な科目の成績基準を策定し，学生に公表する。

【成績評価基準の明確化】

人文学部：授業科目の種類による成績評価について点検・評価を行い，その方法と基準を策定し，公表する。

理工学部：学科改組により増加する必修科目の成績について，担当教員に評価の根

拠となる資料を提出させ、成績基準の明確化を図る。

2) 成績評価に対する学生からの申し出等を受け付け、処理する制度を構築する。

【学生からの申出受付体制】

人文学部・理工学部：成績評価に対する学生からの質問等は学部長が受け付け、対応し、学部としての責任を明確にする。

(2)-4-3 大学院

大学院教育、高度専門職業人教育における効果的な成績評価方法と基準を設定する。

【成績評価基準の明確化】

人文社会科学研究科：授業科目の種類による成績評価について点検・評価を行い、その方法と基準を策定し、公表する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(3)-1 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1) 教養教育（21世紀教育）の実施体制等は、外部評価等を踏まえて、継続的に点検・改善する。

【新学習指導要領への対応】

平成17年度見直しの新学習指導要領に対応した教育課程及び授業担当者の編成について、検証を行う。

【実施体制の改善】

21世紀教育センターが平成17年度に実施した自己点検・評価を踏まえ、実施体制等の改善を図る。

2) 21世紀教育センターに、「高等教育研究開発室」を設置し、21世紀教育の改善のための諸活動を企画し実施する。

【点検・改善体制】

高等教育研究開発室（平成16年度設置）が主導して、引き続き21世紀教育のカリキュラム、教育法、運営組織等に関して調査・分析し、順次改善を図る。

3) 各学部等の教育体制等は、外部評価等を踏まえて、継続的に点検・改善する。

【教育体制の改善】

各学部が平成17年度に実施した自己点検・評価を踏まえ、教育体制等の改善を図る。

4) 教職員の配置は、全学の長期的目標・目的を踏まえて、学長が実施することを原則とし、重点化が必要な部門等に対しては、全学的に柔軟に対応するシステムを構築する。

【全学の教員配置】

全学的な教職員配置計画は総人件費改革の実行計画を踏まえつつ策定し、教職員の配置を行う。

5) 各学部においては、学部長が、学部の目標・目的を踏まえて効果的な教員配置計画を策定する。

【各学部の教員配置計画】

各学部において、学部長が学部の目標・目的を踏まえて効果的な教員配置計画を策

定し，学長に報告する。

6) 教員の採用においては，研究能力とともに教育能力を選考の要件とする。

【採用・昇任における教育能力の重視】

教員の採用・昇任において，研究能力とともに教育能力も重視しつつ選考する。

(3)-2 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

1) 教育施設・設備は，原則として，全学的に一元的に管理することにより，共用部分の有効活用等を図る。

【施設等の利用状況の点検・調査】

一元的管理による共用部分の有効活用等の推進を図るため，継続的に施設の利用状況調査を実施する。

医学系研究科医科学専攻：医学部基礎校舎改修に合わせて，大学院学生の研究を支援するための先端的な研究施設を整備する。

2) シラバスの内容を充実するとともに，必要な部分は電子化し閲覧できるように検討する。

【電子版シラバスの内容充実】

全学で運用しているシラバス電子版について，具体的到達目標と成績評価方法を加え，さらなる内容の充実を図る。

3) 附属図書館の増改築実施を推進し，これに基づいて各学部学科等に分散している教育・研究用資料の集中化・共同利用化を促進するとともに，資料購入に要する経費及び施設利用の効率化・合理化を図る。

【附属図書館の整備】

附属図書館の整備は，学生スペースを重視した施設整備を行う。

【教養教育への支援】

附属図書館：21世紀教育との連携を図り，基礎ゼミナール支援のための指定図書制度を充実させる。

【ホームページへの講義資料掲載】

医学部保健学科：ホームページに講義資料を掲載することについて，平成18年度も引き続き試行し，課題等を検証する。

(3)-3 教育活動の評価及び評価結果を教育の質の改善につなげるための具体的方策

全学的な観点から各教員，各組織等の教育活動の評価を実施するとともに，各学部等において，特殊性を踏まえた教育活動の評価を実施する。さらに，その結果を教育改善のための経費配分等に反映させる。

【全学的な教員の業績評価】

評価室が平成17年度に実施した教員の業績評価の試行を踏まえ，評価基準を策定し，教員の評価を実施する。

【全学的な学生による授業評価】

教育・学生委員会が実施する「学生による授業評価」の結果は，学部にフィードバックし，学部の授業方法等の改善を図る。

【学部の特殊性を踏まえた教員評価】

人文学部：教員の活動を評価する学部独自のシステムの策定に着手する。

(3)-4 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

1) 教員が教育に関する能力を発揮するための支援を充実する。

【教育能力の開発・支援】

21世紀教育センターが教育・学生委員会と連携し，教員の教育相談に関するコンサルティングを実施する。

教育評価の高い教員の授業を公開し，授業方法の改善・充実を図る。

2) 高等教育における教材開発，授業形態，学習指導法の研究と実施のための研究体制を整備する。

【学習指導法・教員の資質開発】

教員養成学研究開発センター：「教員養成学部教員に必要な資質に関する研究」及び「望ましい学校教員像に関する調査」を実施する。

【弘前大学出版会からの教科書出版】

教材開発の一環として，本学教員の編著による教科書出版に向けた作業に着手する。

3) 全学的なFD委員会と各学部等のFD委員会が連携し，効果的なFD関連事業を実施する。

【FDの全学的推進】

教育内容・方法等を改善するため，高大接続の検証作業を踏まえ，全学FDシンポジウムを開催する。

全学的なFD活動を推進するため，教員を海外に派遣し，学部教育・大学院教育に関する先進大学の活動状況調査を行うとともに，ティーチング・ポートフォリオの専門家としての資格認定研修を受ける。

(3)-5 全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策

1) 学部教育の全学的な連携・充実を図る。

【全学の教員養成の業務推進】

教育学部：「全学教員養成担当実施委員会」の下，全学の教員養成に関する業務を推進する。

2) 大学院教育の全学的な連携・充実を図る。

【連携・充実の方策】

教育研究評議会において，大学院教育の全学的な連携・充実の方策を検討する。

地域社会研究科と地域共同研究センターとが連携し，青森県内の産業振興等を推進する高度の専門的職業人の育成を図る。

3) 岩手大学大学院連合農学研究科の充実を図る。

【連合大学院の充実】

岩手大学大学院連合農学研究科の有資格教員率を，引き続き高める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(4)-1 学習相談・生活相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1) 平成16年度から、クラス担任制、クラスアワー、オフィスアワーの充実等、学生への相談・支援体制を整備する。

【学長による相談体制】

学長オフィスアワー、学長直言箱、学生懇談会等による相談体制を継続する。

【担任制の取組強化】

平成17年度における各学部の取り組み状況を把握・検証するとともに、今後も制度の点検を行い、クラス担任制の取り組みを強化する。

【教員の行う学生指導への支援】

学生に対するきめ細かな指導体制の充実を図るために作成した、「教員のための学生指導の手引き」の内容について、更なる充実を図る。

2) 平成16年度中に、学生総合相談室、なんでも相談窓口などのメンタルヘルスを含むカウンセリング機能を持つ窓口の連携組織を作る。

【メンタルヘルスの強化】

メンタルヘルス担当専任教員の増員配置により、学生のメンタルヘルスに関する助言・相談体制を強化する。

【学生相談の連携組織】

学生相談担当者と学外カウンセラーとの連携組織である「学生相談担当者連絡協議会」において、意見交換及び情報共有を行い、学生相談の質的な向上を図る。

3) 学生相談室の利用の調査・解析を行い、精神的な支援サービスの向上を図る。

【学生サポート研修会】

学生を理解し適切な対応する力を高めるため、他大学の専門家を講師に「学生サポート研修会」を継続実施し、学生相談サービスの向上を図る。

【相談体制の充実】

医学部医学科：学生相談室に関係する学務委員会がクラス担任と連携して、学生相談の充実を図る。

4) 学生の大学における学習に対して、具体的に助言できる相談体制を充実する。特に、入学から卒業までの一貫した相談体制を整備する。

【保護者との連携方策】

各学部開催の保護者懇談会を充実し、保護者との連携により学習支援の強化を図る。
クラス担任や指導教員が学期・学年ごとに担当学生の成績をチェックし、留年や退学に至らない指導体制を整備する。

5) 大学院生固有の学習、生活相談の体制を整備する。

【大学院生の要望・ニーズの把握】

人文社会科学部研究科：平成17年度設置の「院生総合相談室」の下、アンケート調査により勉学面・生活面等の問題に関するニーズ・課題を把握し、修学上の改善を図る体制を充実する。

6) 学習、成績に対する学生の苦情処理システムを構築する。

【学生の苦情処理システム】

学生の学習、成績に関する苦情処理システムの構築と、それを学生に周知し、苦情

に対応する体制を整備する。

(4)-2 就職支援に関する具体的方策

1) キャリア教育の充実を図る。

【キャリア教育の充実】

キャリア教育の単位を取得した2年次学生を対象に、弘前大学東京事務所を拠点とした「東京都内会社見学会及び弘前大学東京同窓会との懇談会」を実施する。

2) 就職支援センターを設置し、就職支援システムの強化、効率化を図る。

【就職支援の強化】

個別就職相談を継続する。

後輩の就職活動を支援するため、OB、OGによるアドバイス体制を構築する。

企業説明会、ガイダンスを継続する。

公務員採用試験ガイダンスを継続する。

同窓会との連携による企業見学会及び懇談会を継続する。

学生就職支援センターが中心となって、県内企業を訪問し、求人の開拓を強化する。

また、近隣の求人企業開拓及び情報収集を図る。

産学官連携コーディネーター活動の中での就職に関する情報の共有等に関して、学生就職支援センターとの連携を図る。

留学生の就職に関する相談支援体制を構築する。

3) 卒業生に対する就職活動の支援方策について検討する。

【卒業生に対する就職支援】

学生就職支援センター：平成18年3月卒業者のうち、希望者に対して求人情報を電子メールで発信し、継続して卒業生に対する就職支援を行う。

【卒後臨床研修に関する情報提供】

卒後臨床研修センター：卒後臨床の初期及び後期研修に関する情報提供を行う。

(4)-3 経済的支援に関する具体的方策

独自の奨学制度の設置を検討する。

【奨学制度の充実】

民間等が実施する奨学制度を開拓する。

(4)-4 社会人・留学生等に対する配慮

1) 留学生センターにおいて、保健管理センター等との協力の下に、健康支援等を含む留学生の支援体制について検討する。

【留学生の健康支援】

留学生の疾病やメンタルヘルスについて、保健管理センターとの連携を密にし、留学生の健康支援を充実する。

【留学生の学習環境】

留学生センターのコンピュータ2台を更新し、留学生の学習環境の整備・充実を図る。

【諸行事への積極的な参加】

地域の住民・小中高校等が開催する諸行事に、積極的に参加を呼びかけ、留学生と地域社会との交流を支援する。

- 2) 社会人大学院学生のために、八戸サテライト、青森サテライト教室の活用等による講義を拡充する。

【サテライト教室の点検・改善】

青森サテライト教室での開講及び受講状況をさらに点検し、改善を図る。

(4)-5 課外活動の支援体制強化

- 1) 学生、教職員が参加する総合文化祭の充実を図る。

【総合文化祭の充実】

総合文化祭を企画・実施する実施委員会に教職員が参画し、学生の運営を支援する。実施委員会が運営に係る諸問題を検討するとともに、近隣町内会長との懇談会を開催し、地域との連携を図りつつ、円滑な運営を実施する。

- 2) 学生の課外活動施設の整備・充実を図る。

【課外活動団体連合会の充実】

平成17年度に発足した課外活動団体連合会の充実を図るため、課外活動サークルの学生リーダー研修会を実施する。

課外活動の優秀者及び団体に対して、学生表彰を継続する。

【情報環境の整備】

学生寮にインターネット利用設備を導入する。

- 3) 学生の地域における小児病院・介護施設訪問などのボランティア活動を支援する。

【ボランティア活動とその助成・支援】

学生のボランティア団体の活動に助成を行い、ボランティア活動を支援する。

学生の地域貢献について、学生・地域住民代表との話し合いを進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1)-1 目指すべき措置

- 1) 「研究推進戦略」を定め、本学の研究ポリシーを常に点検し、内容の向上を図る。

【研究推進戦略の策定】

本学の研究ポリシーを定めた「弘前大学研究推進戦略」を策定する。

「研究者倫理規範」を策定する。

【弘前大学研究推進白書の作成】

「弘前大学研究推進白書」を継続的に作成し、公表する。

【弘前大学出版会の活用】

出版会が、引き続き本学の研究成果を広く公表し、研究推進に役立てる

- 2) 大学として取り組む重点研究を明確にし、予算の重点配分を行う。

【全学的な取り組み】

本学における重点研究の更なる推進を図るため、学長裁量経費により、配分時期、

研究期間等を考慮しつつ、より効率的・効果的な研究費の配分を行う。

緊急性のある問題について、学長緊急指定重点研究として指定し、研究調査費を随時配分する。

【学部の取り組み】

各学部の実状に応じて、学部長裁量経費等により研究費の重点配分を行う。

(1)-2 国際的レベルにある研究分野のさらなる進展の目標を達成するための措置

1) COEレベルに達している研究分野を明確にし、全学的支援を行う。

【COE的プロジェクト支援部門の整備】

医学部医学科：国際的レベルの研究プロジェクト（糖鎖工学研究グループ、脳神経科学研究グループ、循環器グループ、がん研究グループなど）に対して、重点的支援を行う。

2) 糖鎖工学、ポストゲノム、遺伝子治療開発研究、強磁場下の生体挙動と影響評価、異分野間統合的研究のコンソーシアム形成、ナノ細胞外マトリックス科学の創成、医療におけるバイオメティクス研究と開発などの国際的レベルの研究を推進する。

【遺伝子関連分野の研究】

遺伝子実験施設：ポストゲノム関連分野、特にRNA研究に関する研究体制の充実に図り、本学における遺伝子関連分野の核となる研究を推進する。

【異分野間統合的研究のコンソーシアム形成】

医学部医学科と理工学部：先進医用システム開発研究を実施する。

(1)-3 地元地域社会の発展に貢献する研究の進展の目標を達成するための措置

1) 本学の位置する地域性を踏まえ、第1次産業の活性化に関わる研究（例えば、りんごの総合的研究、バイオマス利用、持続型農業など）を進展させ、地元社会の振興に貢献する。

【全学的な取り組み】

糖質資源としてのリンゴ搾汁残渣の高度リサイクル技術開発の更なる研究を、青森県工業総合研究センターと共同実施する。

「弘前大学マッチング研究支援事業 - 弘大GOGOファンド - 」の積極的活用を図り、県内の産業振興・地域振興を推進する。

緊急性の高い青森県の課題の一つで、平成17年度から学長緊急指定重点研究として実施している「りんご火傷病の研究」を継続的に実施する。

東京都江戸川区役所と共同で、小松菜の品種改良に向けての基礎研究に取り組む。

【学部の取り組み】

農学生命科学部：「地域振興支援特別研究事業（学部創立50周年記念事業）」において、地域と連携して第1次産業に貢献する研究・技術開発を継続する。

2) 地域社会研究科を中心に、地域性を重視した文理融合型の研究（例えば、極東アジア・ロシア交流、世界遺産の白神山地、縄文文化など）を発展させる。

【全学的な取り組み】

「世界遺産・白神山地生態系の総合的研究」の5カ年計画に基づき、白神山地にお

けるブナ等の遺伝子，植生，地形などの研究を展開する。

陸奥湾の環境調査と水産業振興等に関する産学官の共同研究会において，陸奥湾総合開発に関する基礎調査を継続する。

3) 地域医療，教育の面において行ってきた多様な研究をさらに発展させ，地元社会に有用な人材を輩出する。

【学部の取り組み】

教育学部：青森県における学校教育・社会教育等が抱える諸問題を，積極的に取り上げ研究を行う。

教育学部：「学校評価」，「教員評価」等のあり方に関する研究を行うとともに，「附属・学校評価研究開発センター」の新設について検討する。

医学部医学科：学長緊急指定重点研究として，アスベストによる健康被害問題について，疫学調査，中皮腫の増殖制御，新たな治療方法の検討など，多面的な研究を実施する。

4) 地元地域社会の課題である産業・雇用の創出や文化の創造・発展に寄与する産学官連携の研究をさらに促進する。

【全学的な取り組み】

青森県と共通なテーマを設定し，共同研究を実施する。

「弘前大学マッチング研究支援事業 - 弘大GOGOファンド - 」の積極的活用を図る。

地域における新事業の創出を通じた地域経済の活性化のため，技術シーズやアイデアを迅速に事業化することを，支援するためのインキュベーション施設の検討を行う。

【学部の取り組み】

理工学部：応答速度の高速化のための新手法を見つけ，室温で応答時間が1ms以下の液晶材料を開発する。

理工学部と医学部：医療用及び電子デバイスなど，マイクロ構造物の「ものづくり」技術に焦点を合わせたインフラ整備計画を策定し，計画的な装置導入を図る。

農学生命科学部：地元弘前市の観光資源の一つ「サクラ」の資源植物学的総合研究を実施する。

5) 理工学部を中心に，地域特有の災害・環境問題（例えば，地震，火山，雪害）に係わる研究を進展させ，地域社会の生活向上に貢献する。

【研究成果の公表】

豪雪及び青森空港における霧の発生メカニズム，地球温暖化時代の雪氷圏の環境変化，その他の関連課題について，最近の研究結果を発表する。

6) 平成16年度開始の地震予知計画（5カ年計画）に即し，内陸部の十和田湖を中心とする地域及び三陸沖について，観測と地震予知の研究に取り組む。

【地震予知計画（5カ年計画）に基づく研究】

内陸地震発生域での応力分布と地質構造との関連を調査する。

(1)-4 先見性のある基礎的研究の重点的推進の目標を達成するための措置

重点研究の学内公募を行い，先見性のある基礎的研究を明らかにし，全学的に推進する。

【人文科学，社会科学，芸術領域の重視】

これらの領域からの研究テーマを学長指定重点研究に指定し，研究費を重点配分する。

(1)-5 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究成果の評価システムを作り，著書・論文・特許等（数と引用度），外部資金の申請と獲得，大学院生の教育などを指標とした数値評価基準を定め，公表する。

【研究評価基準の策定】

評価室は研究活動の評価基準に，著書・論文・特許等，競争的資金の獲得状況などを指標に設定し，ポイント制による評価を実施する。

（２）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(2)-1 全学的な研究目標に沿った研究実施体制の整備のための目標

1) 研究推進体制を充実させ，本学の戦略的研究を推進する。

【研究推進体制の構築】

産業化・実用化研究も含めた全学的な研究推進体制を構築する。

本学の研究推進を強化するため，新たに研究・産学連携担当理事を配置する。

実施研究の事前・事後評価システムを導入する。

【学部附属施設・センターへの支援】

平成17年度に設置した各学部附属施設・センター（19施設・センター）について，中間評価を行い，その結果を踏まえ研究推進体制の発展・充実を図る。

各学部附属教育研究施設等が取り組んでいる研究の中から「弘前大学機関研究」を選定し，研究支援を実施する。

2) 低侵襲手術の実現に向けた，人体機能の解明やその病態治療に有効な医用器械やシステムの開発を，医学部と理工学部が共同して推進する。

【推進体制の強化】

理工学部と医学部間で実施している研究懇談会に，農学生命科学部を加え，医農工連携の共同研究体制を組織する。

3) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策を検討する。

【任期付き研究員の配置】

「弘前大学機関研究」と認めた研究等に対して，特別研究員を学長裁量で配置する。

4) 重点研究を定め，予算配分を行うなど，研究資金の配分システムに関する具体策を実施する。

【全学的な取り組み】

学長指定重点研究領域を定め，学内公募及び審査により，経費配分を行う。その際，先端的研究，地域共同研究等に対して適切な経費配分を行う。

審査基準を明確にする。

審査委員会に，学内委員のみならず学外委員を配置する。

【学部の取り組み】

医学部医学科：重点研究プロジェクトによる研究体制の下、人材及び資金を投入し、生命科学の発展と新たな治療、診断技術等の開発を目指す。

理工学部：地域との共同研究推進を有効なものとするため、学部長裁量経費による重点研究を、学長指定重点研究等と関連させ学部重点研究として支援する。

- 5) 全学共同利用の機器分析センターを設置し、機器の整備及び人的配置を図る。

【機器分析センターの充実】

機器分析センターの充実を図るため、機器を集中管理する機器設置室を確保する。

機器の新規購入（核磁気共鳴装置）及び共用可能な研究装置の登録により、積極的な共同利用を図る。

地元企業等へ向け、機器使用の開放を実施する。

(2)-2 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 学内の分野横断的な研究プロジェクトチームを多数形成し、研究費獲得の推進及び研究の質的発展を図る。

【全学的な取り組み】

平成17年度に増員した地域共同研究センター産学官連携コーディネーターを中心として、プロジェクトチームの形成を促進し、競争的外部資金（各省庁）の獲得を目指す。

【学部の取り組み】

医学部医学科と保健学科が共同で組織した複数の研究プロジェクトを充実し、研究推進を図る。

- 2) 自己点検・評価を行い、評価結果を研究費の傾斜配分、人員配置等に適切に反映させる。

【傾斜配分等への反映】

評価室が教員の業績評価を実施し、研究費の傾斜配分等に反映させる方策をとりまとめる。

【学部の評価】

人文学部：評価指標の見直しを行うとともに、引き続き研究費の傾斜配分を行う。

- 3) 業績評価、公表を行うことにより、研究活動の質の向上を図るとともに、優れた研究者の育成・活性化を図り、研究者の処遇に反映できる方策を講ずる。

【研究者の処遇への反映】

評価室が教員の業績評価を実施し、研究者の処遇に反映させる方策をとりまとめる。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- (1)-1 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 社会連携委員会を設置し、地域貢献のための体制強化を図る。

【ポリシーの確立】

平成17年度に策定した「社会連携ポリシー」及び「産学官連携ポリシー」に基づいた活動を展開する。

【実施体制の強化】

社会連携担当理事を非常勤から常勤とする。

社会連携担当理事における従前の活動に、新たに地域医療、地域危機管理、自治体との各種連携事業等を加え、積極的に展開する。

【自治体との連携推進】

青森県、弘前市等自治体との定期的な協議、意見交換会等を開催し、教育・研究面での連携を強化する。

平成17年度に連携協定を締結した鮎ヶ沢町との連携事業を推進し、今後の自治体連携のモデル作りとする。

【シーズ提供・ニーズ収集の強化】

計画的に県内の自治体、企業、商工関係団体等を訪問し、ニーズ収集・シーズ提供を強化する。

コラボ産学官青森支部との連携を図り、県の産業振興及び地域振興を支援する。

【学部附属施設・センターの活動強化】

平成17年度に設置した学部附属施設・センター(19施設・センター)において、各学部の特性を活かした活動を展開し、地域貢献を推進する。

- 2)生涯学習教育研究センターの事業を充実させ、地域住民の教育学習要求に積極的に応え、るとともに、地域生涯学習の推進を図る。

【生涯学習教育等の推進】

生涯学習教育研究センター10周年記念事業を実施する。

JTBとの共催による「交流型教育事業・シニアサマーカレッジ」を実施する。

地域住民を対象として、住民の健康増進及び疾病予防等に関する公開講座を定期的に実施する。

各種公開講座・講演会を開催して、地域住民に多様な学習機会を提供するとともに、多様なキャリア形成のための学習プログラム・コースを開発する。

【リカレント教育の充実】

自治体の社会教育・生涯学習担当者等を対象とした研修事業を実施する。

民間企業の職員等を対象としたリカレント・キャリアアップ教育事業を実施するとともに、その充実を図るための調査研究を行う。

- 3)青森県内における本学の地域貢献を充実させ、八戸サテライト及び青森サテライト教室の事業展開を図る。

【八戸サテライトにおける活動】

コラボ産学官青森支部との連携拠点の一つとして、八戸サテライトでの連携事業を積極的に展開する。

八戸サテライトを会場として、講演会等を実施する他、通信システムを利用した多様な事業を実施する。

【青森サテライト教室における活動】

大学院授業の一部を実施する。

- (1)-2 産学官連携、地域貢献の実施体制の推進のための措置

1) 地域共同研究センター，生涯学習教育研究センターなど，学外対応窓口及び関連組織体制の整備を図る。

【地域共同研究センターの取り組み】

地域共同研究センターと知的財産創出本部との連携により，産学官連携体制を整備・強化する。

県内の産学官連携を推進するため，地域共同研究センターに学外から専門人材（産学官連携協力員，特任コーディネーター，特任アドバイザー）を積極的に受入れる。平成17年度に増員した産学官連携コーディネーターも加え，地域連携及び産学官連携活動を推進し，県内の産業振興・地域振興を図る。

【機器分析センターの取り組み】

センター保有機器を県内企業等の外部研究者等に，積極的に開放するための体制を確立する。

【東京事務所分室の取り組み】

コラボ産学官に参画している国・私立大学，TLO等と積極的に連携し，首都圏での産学官連携を展開する。

2) 民間企業との共同研究，受託研究，受託研究員の受入れ，民間等との人事交流の促進を図る。

【共同研究・受託研究の受入れ】

都市エリア事業等を更に推進し，研究成果に基づく共同研究等を促進する。

「弘前大学マッチング研究支援事業 - 弘大GOGOファンド - 」による研究支援等を積極的に推進し，青森県の産業振興・地域振興を図る。

【人事交流の促進】

青森県公設研究機関と連携し，相互の研究シーズによる地域産業の振興を促進する。専門分野ごとの技術者・研究者による研究会等を開催し，産学官連携を推進する。

3) 地域共同研究センターなど，学内共同教育研究施設等の組織の整備を図る。

【地域共同研究センターの取り組み】

学内関係事務部門との更なる連携強化を図る。

4) 知的財産創出本部を設置し，知的財産権の実施，管理及び活用を推進する。

【知財管理体制の整備】

知的財産管理体制を一層整備し，知的財産の活用を図る。

【利益相反ポリシーの策定】

知的財産を含む利益相反ポリシーの策定を推進する。

5) 平成16年度に，産官学連携，就職活動の拠点とする「国立大学法人弘前大学東京事務所」及び「同分室」を設置する。

（実施済）

(1)-3 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

1) 留学生センターの体制整備を図り，留学生交流を一層充実させる。

【広報の充実】

ホームページの充実を図るとともに，日本留学フェア，進学説明会など留学希望者

に対する説明会に参加し、本学の広報に努める。

- 2) 国際交流協定姉妹校との提携を活発化させ、研究者・学生の交換を促進する。

【交流の促進】

医学部医学科：弘前国際医学フォーラムの開催，テネシー大学メンフィス校との学生派遣交流，及び海外の先端的高等教育機関への教員派遣を継続する。

医学部保健学科：国際交流委員会を設置し，研究者・学生の交換の促進策を検討する。

- 3) U C T S (U M A P 単位互換方式)の早期導入に努める。

【新成績評価の導入】

協定校と協力の下，学部の成績とU C T Sの併記による成績評価の導入を図る。

- 4) 帰国留学生及び帰国研究者の人的情報を整備し，教育・研究の将来的発展を図る。

【再留学の推進】

短期留学生に対して，研究留学生などの制度を積極的に紹介して，本学への再留学を推進する。

- (1)-4 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

開発途上国等への貢献を目的としたプロジェクトチームを編成する。

【J I C A】

医学部医学科：J I C Aからの要請に応じて，カリブ海諸国における地域保健強化プロジェクト支援のための短期専門家を派遣する。

- (1)-5 北東北国立3大学（弘前大学，岩手大学，秋田大学）の連携推進にかかる措置

「北東北国立3大学連携推進会議」において，連携強化の具体的方策等について検討し，3大学間の強い連携を進めるとともに，再編・統合に関する検討結果をまとめる。

【北東北国立3大学間の連携推進】

「北東北国立3大学連携推進会議」において，連携強化の具体的方策等について継続して検討し，3大学間の強い連携を進めるとともに，再編・統合に関して引き続き検討する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- (2)-1 組織上の位置づけに関する措置

医学部メディカルスクール構想におけるメディカルセンターとしての役割を担う。

【臨床実習体制の充実】

クリニカル・クラークシップ，O S C E等の臨床実習充実のため，チーム医療による重層的な臨床実習の体制を目指す。

最新の高度先進医療の実習ができるように，施設設備の充実を図る。

- (2)-2 管理・運営に関する措置

- 1) 病院長を専任制とし，その権限を強化し，病院長支援体制を整える。

【病院長の専任化】

病院長専任制を実施する。病院長は学長特別補佐として役員会に陪席する。

2) 病院長を責任者に経営戦略会議を設置し、経営を担当する理事を通して、その経営方針等を役員会に反映させ、病院の管理運営の充実、強化及び経営の健全化を図る。

【病院経営の充実強化】

経営戦略会議の助言を基に、収益の向上を図るための経営戦略を立案し、病院の充実強化を図る。

- ・稼働率確保のため、病床の再配置を実施する。
- ・後発薬品の導入を拡大し、年間28,000千円の節減を図る。
- ・新生児特定集中治療室の施設基準を満たすため、NICUの増床を目指す。
- ・新外来診療棟の供用開始に向けて、新しい診療体制の構築を図る。

3) 第三者機関による病院の評価を受け、医療の質の向上を図る。

【第三者機関による評価】

(財)日本品質保証機構による継続的な評価を受け、医療の質の向上を図る。

4) 診療職員の配置を見直し、診療支援体系の効率化を図る。

【検査業務の効率化】

医療支援センターの設置により、検査部、輸血部及び病理部の人事交流を促進し、検査業務の効率的な運営を図る。

(2)-3 診療に関する措置

1) 診療成績と技術の向上を図り、遺伝子診断・治療等の高度先進医療を開発・推進する。

【高度先進医療の開発・推進】

高度先進医療開発プロジェクトチームにおいて、高度先進医療を開発・推進するため、具体的な検討を行う。

2) 臓器系統別専門診療体制を整備・充実させるとともに、待ち時間の短縮、診療時間の拡大等患者の利便を図る。

【外来診療体制の整備】

新外来診療棟の供用開始に向けて、外来受付体制、カルテ一元化等の具体策を検討する。

3) 地域医療機関とのネットワークを構築し、電腦病診連携システムを構築・充実させることで、地域医療の充実と機能分担を図る。

【地域医療の支援体制】

自治体病院の統廃合を視野に入れつつ、ネットワークを構築し、地域医療の充実と機能分担を進めるとともに、今後、遠隔データ通信装置を整備し、地域医療の支援体制を充実する。

(2)-4 教育・研修に関する措置

1) クリニカル・クラークシップを積極的に導入し、チーム医療に基づいた研修を行う。

【臨床実習の強化】

学外関連教育病院における臨床実習を強化し、クリニカル・クラークシップを充実する。

2) 卒後臨床研修センターを設置し、新医師臨床研修制度においては地域医療を重視した特色ある研修システムの整備を図る。

【卒後臨床研修プログラムの整備】

地域医療とプライマリ・ケアを一層重視した研修プログラムの整備を図る。

3) 悪性腫瘍・心疾患・臓器移植等の特色ある専門医養成のための後期研修システムを整備する。

【専門医研修システムの作成】

各疾患等別センターの設置を検討するとともに、各疾患等に関連する診療科をローテートする専門医研修システムの作成に着手する。

4) 医学部保健学科との連携でコ・メディカル臨床研修システムの構築を図る。

【コ・メディカル学生臨床研修プログラムの作成】

「臨地・臨床実習に関する合同検討会議」を設置し、附属病院におけるコ・メディカル学生臨床研修プログラムの作成に着手する。

(2)-5 研究に関する措置

1) 診療科のワケを外した臨床研究を支援する体系及び病院外組織との共同研究推進システムを構築するとともに、高度先進医療開発プロジェクトチームを設置し、脳血管障害等地域特性のある研究を進める。また、臨床試験管理センターの設置に努力する。

【高度先進医療の研究推進】

高度先進医療開発プロジェクトチームにおいて、特性のある高度先進医療の研究を進める。

2) 高度先進医療開発経費及び科学研究費補助金等外部資金を獲得する。

【外部資金の導入拡大】

科学研究費補助金の更なる獲得のため、申請件数の増加を図る。

(2)-6 その他の目標に関する措置

1) 病院収支の改善を目指し、診療指標の改善を図る。

【診療指標の改善】

病院収支改善のため、病床稼働率89%以上、平均在院日数22日以下、患者紹介率70%以上及び新患率アップに向けて、各診療科の連携を図る。

2) 物流システムを導入し、経費の節減を図る。

【SPDシステムの導入】

物流システムを拡充させたSPDシステムを導入し、業務の合理化・効率化及び経費の節減を図る。

3) ホームページを充実させ、診療内容及び実績等を公開するとともに、医師、コ・メディカル及び住民の生涯教育に関する情報を提供する。

【ホームページの充実】

附属病院ホームページの継続的な充実を図り、診療内容及び実績等の医療情報を積極的に提供する。

4) 外来診療体制の再構築、診療の効率化により患者サービスの向上を図る。

【外来診療体制の再構築】

外来診療棟移行計画委員会において、実施計画をより具体的に策定するための検討を行い、外来診療体制の再構築を図る。

継続看護室を地域連携室に改編し、メディカルソーシャルワーカーの配置などによる患者サービスの向上を図る。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

(3)-1 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- 1) 大学院と学部の実証的研究に対する協力体制を強化する。

【ユニバーサル・スクール構想】

「附属ユニバーサル・スクール構想」推進・実施体制の下、「授業実践研究（大学院）」、「各教科教育法関連授業（学部）」等についての実証的研究を行う。

- 2) 教員養成カリキュラムを効果的に実施するために、教育実習の見直しを進める。

【教育実習の改善】

附属学校教員と学部教員との連携の下、「恒常的教育実習＝Tuesday実習」の実施体制を確立するとともに、その効果と改善点を明らかにする。また、集中実習に視点をのこした学生指導のあり方を検討する。

学校生活体験実習のあり方を検討する。

- 3) 学部教員の附属学校における授業担当や、附属学校教員の非常勤講師等による学部授業担当を促進し、その成果を学部の教員養成カリキュラムの改善に役立てる。

【教員養成カリキュラムの改善】

インターネットカメラを活用した授業を試行するとともに、教員養成カリキュラムにおける活用の方策を検討する。

改訂した「教育実習」（旧「教育実習の手引き」）の利用により学生指導を行い、その内容を点検し、更なる改善に役立てる。

- 4) 附属学校教員の研修制度を整備する。

【研修制度の充実】

学部附属教育実践総合センター研究員制度を活用した「附属学校園10年経験者研修（学校内研修・課題研修（15日間）」を実施する。

平成18年度から、附属学校教員を対象に教育学研究科の科目等履修生として、教育を受けるキャリアアップ研修を実施する。

- 5) 附属学校教員と学部教員との共同研究プロジェクトを一層推進する。

【附属学校教員と学部教員による協同研究】

附属学校教員と学部教員による協同研究を行い、その成果を「協同研究紀要」として発表するとともに、公開研究会、研究集会を企画・実施する。

(3)-2 学校運営の改善に関する具体的方策

- 1) 附属小学校・中学校・養護学校・幼稚園の境界を越えた教育方法の見直しを進める。

【ユニバーサル・スクール構想の具体化】

附属ユニバーサル・スクール策定・推進チームを中心に、構想の具体的な計画・実

践を推進する。

- 2) 地域に対する先導的実験校として、先進的な研究を進める。また、附属養護学校において特別支援を必要とする地域の児童生徒などへの対応を進める。

【地域に対する特別支援及び先進的研究】

ITを活用した学校不応児（不登校生徒など）に対する学習支援のあり方について、附属小学校と附属中学校が連携した研究を継続する。

附属養護学校において、地域の特別支援教育センター機能を充実するため、地域の小学校等に在籍するLD、ADHD、広汎性発達障害に関する教育相談を継続する。附属養護学校と教育学部附属特別支援教育相談センターが連携して、LD、ADHD、広汎性発達障害に関する教育相談を継続する。

附属養護学校と近隣の聾・養護学校等が連携して、障害のある幼児、児童生徒や保護者及び担当教員に対して教育相談や情報提供等の充実を図る。

附属小学校において、幼稚園教員がTT（チーム・ティーチング）などにより、教壇実習を行う新たな形態の幼小連携を試行する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 1) 役員会、経営協議会、教育研究評議会以外に、「経営協議会・教育研究評議会合同会議」、学長、理事、学部長等で構成する「連絡調整会議」を設置し、学長の方針を全学に周知徹底させる。

【学長のリーダーシップによる法人運営体制強化】

学長のリーダーシップに基づく法人運営の強化を図るため、理事の業務とその責務を明確にするとともに、理事に直結する実務委員会を見直す。

平成17年度に見直した「連絡調整会議」から「運営会議」への改編を踏まえ、部局間のより円滑な連絡調整を図り、学長の方針の周知徹底を強化する。

【法令遵守の推進】

職員等からの法令違反行為等に関する相談・通報の適正な処理の仕組みを定める。

- 2) 経営協議会、教育研究評議会から選出された学長選考会議を設置し、平成16年度に学長の選考方法を整備し、法人化後最初の学長選考から新方式を実施する。

【学長候補者選考方法の改善】

平成17年度に実施した学長候補者選考を踏まえ、選考方法等を見直す。

1-2 運営組織の効率的・機動的な運営に関する具体的方策

- 1) 役員会、経営協議会、教育研究評議会の構成と規模を適切に定めるとともに、全学的な委員会等と管理的職種の構成と数の適正化を図る。

【管理職種の適正化】

管理職種の構成と数の適正化を図るとともに、「俸給の特別調整額」について、月額及び支給対象者の見直しを行う。

2) 学内ネットワークシステムの効率的な活用を進める。

【グループウェア導入の調査】

情報の共有化を推進するため、グループウェアの導入に向けての調査を行う。

1-3 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

1) 教授会における審議事項を真に学部等の教育研究に関する重要事項に精選し、教授会の効率化、機能強化を図る。

(実施済)

2) 学部に副学部長を、附属図書館に副館長を置くことができることとし、学部等の管理運営の機能充実を図る。また、各学内共同教育研究施設に置かれていた管理委員会、運営委員会のうち、管理委員会を廃止し、教育研究評議会がその役目を担うことで、管理運営の効率化を図る。

(実施済)

1-4 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

1) 管理運営・産学官連携・国際交流等の分野における事務職員の専門性を一層向上させるため、研修や外部人材等の登用の措置をとる。

【事務職員の専門性の向上】

事務職員の専門性を一層向上させるため、その業務に特化した研修を実施する。

【事務組織の強化】

事務組織の強化を図るため、専門性を有する部署に外部人材等の登用を推進する。

2) 経営協議会、教育研究評議会、その他全学的な委員会に事務職員を積極的に参画させ、教員と事務職員等の一体的、効率的運営を図る。

(実施済)

1-5 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

全学的な評価システムを構築し、適正な学内資源配分のために活用する。

【学長ヒアリングの実施】

全ての部局予算に対して、自己収入の予定額及び支出予算の要求内容等について、学長ヒアリングを引き続き実施する。

【戦略的経費】

中期計画に基づく教育研究等の発展・充実を図るため、年度計画実施に必要な戦略的新規事業等に必要な経費を引き続き重点的に配分する。

【学長裁量経費】

大学のブランド力強化等を図るため、従前の戦略的経費から区分した学長裁量経費を確保し、学長主導の重要事業に重点配分する。

【学部長等裁量経費】

学部等の円滑で弾力的な運営を行うため、学部長等裁量経費を引き続き設定する。

【学内活性化事業推進経費】

間接経費の設定されていない外部資金について、原則として受入額の5%相当額を

学内活性化事業推進のための財源として引き続き確保する。

【部局収入予定額の設定】

事業実施計画を確実なものとするため、部局に係る収入予定額を引き続き設定する。

1-6 内部監査機能の充実に関する具体的方策

1) 監査室を設置し、法律に基づく業務監査とは別に、学内における監査を行う。

【内部監査機能の充実】

内部監査機能の充実を図るため、監査室の体制及び業務について更なる見直しを行う。

【定期監査・臨時監査の実施】

平成16年度及び平成17年度に実施した内部監査を踏まえ、事項を限定した業務に係る定期監査を実施する。

業務の中から重要項目を選択して、臨時監査を実施する。

【監査結果への改善策】

学長は監査結果を受けて、各理事及び各学部長等に改善策の検討を指示し、その結果を踏まえ改善の方策を講ずる。

2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録を公開広報する。

【議事要録のホームページ公開】

役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録をホームページに掲載し、公開広報する。

1-7 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

東北地区等の国立大学法人間での事務職員の共同研修等の連携・協力体制に参加し、大学運営の活性化を図る。

【東北地区国立大学法人間の連携・協力】

東北地区等の国立大学法人間で開催される事務職員の共同研修、セミナー等に参加することにより、大学運営の活性化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

2-1 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

1) 教養教育（21世紀教育）と専門教育及びそれらの関係について点検し、改善計画を作成する。

【21世紀教育センターと学部との関係】

教育研究評議会において、21世紀教育センターにおける教養教育（21世紀教育）と学部における専門教育との関係について検討する。

2) 学内の各種研究施設、学内共同利用施設等の点検を踏まえ、中期目標・中期計画の第1期期間中に、再編・重点整備計画を策定する。

【学内共同教育研究施設の整備計画】

学内共同教育研究施設の再編・重点整備計画の策定に着手する。

2-2 教育研究組織の見直しの方向性

1) 地域社会研究科の充実を図る。

【教育・研究指導の充実】

地域社会研究科の担当教員を5名補充し、教育と研究指導の充実を図る。

2) 理工学研究科の充実を図る。

【再編に向けた取り組み】

理工学研究科再編に向けての検討委員会を発足させる。

3) 医学研究科の整備を行う。

【保健学専攻博士課程の設置】

医学系研究科保健学専攻の修士課程を博士課程とするため、平成19年度設置に係る申請を行う。

医学系研究科医科学専攻における学生収容定員の充足に努める。

4) 医学部の学士編入学制度及び教員体制を整備する。

【学士編入学生への取り組み】

医学部医学科：3年次編入学生への教育を充実するため、特定の科目を入学後早期に集中的に開講し、あるいは補充講義を増やす。また、学士編入学に関する教育セミナーを開催する。

5) 教育学部の教員養成学の研究・教育体制を整備する。

【教員養成学研究開発センターの充実】

平成17年度から実施した「Tuesday 実習」の検証と、「望ましい教員像」及び「教員養成学部教員に必要な資質」の策定とその検証を行うとともに、教員養成活動全体の効果・検証を試行的に行う。

平成16年度に設置したセンターの活動について、点検・中間評価を行い、その結果を踏まえ研究体制の充実を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

3-1 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

1) 評価室を設置し、評価のための資料収集・管理、情報収集、評価計画の策定・実施、中期目標・中期計画・年度計画の評価のための資料作成を行う。

【評価のための資料収集・作成】

評価室が年度評価及び認証評価のための資料収集・作成を行い、データベースの構築を図る。

2) 評価室の評価資料を基に、各学部等及び教職員等の評価を行い、評価結果に基づく改善方策を策定実施する仕組みを構築する。

【教員業績評価の実施】

教員の業績評価基準を策定し、その評価を実施する。

【評価結果の改善方策】

評価結果を改善に結びつける方策をとりまとめる。

【組織の業務評価・事務職員の業績評価】

組織の業務評価及び事務職員の業績評価について、評価基準の策定作業を進める。

- 3) 中期目標期間中に、評価システムを進化させ、報奨制度に活用できるようにする。

【評価結果の反映方策】

評価結果を報奨制度に反映させる方策をとりまとめる。

- 4) 評価に関する苦情申し立ての制度を確立する。

(実施済)

- 5) 学外有識者の室員を含む人事苦情処理室を設置する。

(実施済)

- 6) 教職員等の能力向上のために必要な研修システムを整備する。

【研修システムの充実】

21世紀教育センターが教育・学生委員会との共催により、導入科目(基礎ゼミナール)と「単位の実質化」をテーマに、教員によるFD研修会を実施する。

事務系職員の能力開発・向上のため、自己啓発研修、パソコン研修及び英会話研修などの研修システムの充実を図る。

3-2 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

- 1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

【総人件費改革の実行計画】

総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

- 2) 学長が人員を管理する。中長期的な人事計画の策定と組織別の職員の配置等(人件費管理を含む)についての調整は、役員会の議を経て学長が行う。その際に、中期目標・中期計画・年度計画の評価結果を反映させる制度を導入する。

【全学的な教職員人事の基本方針】

中長期的な人事計画を策定するため、人件費のシミュレーションを含め、全学的な教職員人事に関する基本方針を定める。

- 3) 外部資金(競争的研究費等)による新たな任用制度を導入する。

【外部資金による任用制度】

外部資金(競争的研究費等)による新たな任用制度の構築を進める。

3-3 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

各学部、各研究施設・センター等の新規事業展開及び連携強化に必要な人員を確保できる制度を構築する。

【戦略的人事の方策】

学長保留定員と学長裁量経費の制度を運用し、必要な人員を確保する。

特任教授制などの新たな任用制度の構築を進める。

3-4 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- 1) 教員の任期制については、原則として、現行の規則・手続を継承する。

【任期制教員の評価実施】

医学部医学科：平成17年度に実施した第1回目の教員任期制に係る評価に続いて、平成18年度も対象となる教員の評価を実施する。

2) 全学的なプロジェクト等に関する教員の任期制については、役員会の議を経て学長が提案する。

【全学的なプロジェクトへの対応】

全学的なプロジェクト等に、参画する教員の新たな任期制について検討する。

3) 教員の採用は、公募を原則とする。

(実施済)

3-5 教職員の給与に業績を反映させる具体的方策

評価結果を適切に反映させる給与制度を構築する。

【給与への反映】

評価室が教員の業績評価の結果を、給与に反映させる方策をとりまとめる。

3-6 事務職員の採用・養成・人事交流における具体的方策

1) 専門職能集団としての機能が発揮できる採用、養成方法、研修制度を導入する。

【長期語学研修】

米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を実施する。

【キャリアアップ研修】

事務職員、技術職員を対象に、学部又は大学院修士課程において、教育を受けるキャリアアップ研修を実施する。

2) 大学間等の人事交流の活性化を図る。

【大学間等との人事交流】

北東北国立3大学間及び八戸工業高等専門学校との人事交流を行う。

3) 事務職員等の採用は、試験採用、公募による選考採用、他機関等からの受け入れを適切に組み合わせるなど、多様な方法を導入する。

【東北地区内での人事異動】

事務職員等の異動希望者を東北地区内でとりまとめ、選考する。

【高齢者継続雇用制度】

高年齢者継続雇用制度を実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

4-1 大学の管理運営や業務推進を担う事務組織の体制整備に関する具体的方策

1) 大学の管理運営や業務を分担する各役員に直結した事務部門を整備する。

(実施済)

2) 大学院の夜間受講者の増などに即応した勤務態勢を構築する。

【夜間受講者対応の勤務態勢】

大学院の夜間受講者の増などに即応した勤務態勢を検討する。

3) 事務組織及び職員配置を随時見直し、常に直面する課題に最適に対応できる体制をとる。

【事務組織・職員配置の最適化】

法人化後に実施した第1次・第2次の事務組織再編を検証しつつ、第3次の事務組

織再編を実施し、事務組織・職員配置の最適化を図る。

【業務改善の推進】

学外の専門家と連携・協力して、業務改善策を策定し、業務の合理化・効率化を推進する。

4-2 各種事務の集中化・電子化等による事務処理の効率化に関する具体的方策

1) 文京町地区の学部事務部を廃止し、事務局に集中するとともに、教授会等学部固有の事務を担当する組織を設置する。

(実施済)

2) 事務局各部の企画立案事務の強化を図る。

【企画立案機能の強化】

事務職員の研修制度の充実などにより、事務局各部の企画立案機能の強化を図る。

3) 学内情報基盤を活用した事務情報化・ペーパーレス化を推進する。

【人事・給与統合システムの導入】

人事・給与情報の一元管理を図るため、人事・給与統合システムの導入について検討を行い、平成18年度契約、平成19年度稼働を目指す。また、順次、他の汎用システムについても、法人向けシステムへの平成20年度までの移行計画を立てる。

【事務情報化の推進】

業務システム統合管理ワーキンググループが検討した事務情報化等の推進方策について、計画的に実施する。

- ・情報の共有化による業務改善の具体策として、グループウェア導入に向けた業務調査を行う。
- ・事務情報の効率化を推進する具体策として、事務系業務サーバの統合管理及びソフトウェアの一括管理に向けた環境調査を行う。

4-3 業務の外部委託に関する具体的方策

委託可能な業務の外部委託を推進する。

【外部委託の推進】

附属病院窓口収納業務の外部委託を推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1 研究推進戦略に沿って、科学研究費補助金等競争的資金獲得の増加、産学官連携の強化等の施策を進めることにより、自己収入の増加を図る。

【科学研究費補助金等への申請数の増】

科学研究費補助金採択件数を増加させるため、「申請件数の増加（各学部共に前年度以上の目標を定める。）」、「学部長による申請書の点検強化」、「全学的な説明会の実施」、「間接経費の付いた基盤研究(S)等の申請増加」、の措置を講ずる。

科学研究費補助金以外の競争的資金の申請を増加させる。

1-2 附属病院については、高度医療実施機関であると同時に教育研究機関であることを十分考慮した上で、収入と支出のバランスの確保に努める。

【経営戦略会議の活用】

附属病院に平成16年度設置した経営戦略会議を積極的に活用し、経営状況の分析を行うとともに、経営の効率化及び収益性の向上等を検討し、更なる収支バランスの確保に努める。

1-3 学生納付金については、国立大学の役割を踏まえ、適正な金額の設定に努める。

【学生納付金の検討】

本学の教育研究等の質を維持し、更なる向上を図るため、適正な学生納付金の金額を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

2-1 省エネルギー対策等を徹底して実施することで、光熱水料の抑制を図る。

【経費節減推進計画の策定】

管理経費の節減のため、「弘前大学経費節減推進計画」を策定する。

【省エネルギー対策】

平成17年度設置した電力計により、電力量削減の目標値を設定し、電力経費低減を行う。

光熱水料抑制のため、冬の室内温度の目標値として20度に設定する。さらに昼休みの消灯などの省エネルギー対策をきめ細かく実施する。

計測した使用エネルギーをホームページに公表し、一層のエネルギー使用合理化の啓発に努める。

平成17年度実施の実験データに基づき、エアコンからガスストーブへの転換案を作成し、一部実施する。

2-2 事務情報化・ペーパーレス化の推進、事務用品の再利用の徹底、管理運営体制の必要に応じた見直し等により管理経費の抑制を図る。

【財政計画の立案】

中期的財政計画について、人件費所要額のシミュレーションを含め、人件費及び物件費の抑制計画を立案する。

【物品再利用の促進】

電子掲示板に物品リサイクル情報を掲載し、物品の再利用を促進し物品購入費の抑制を図る。

使用済用紙の裏面を再利用するなど、管理経費の抑制をより一層強化する。

【複写機の経費節減】

複写機使用の抑制を図るため、引き続き周知を徹底する。

複写機の契約について、従来の賃貸借契約と保守等契約を一本化した「複写機使用契約」を導入し、一般競争とすることにより、年間約5,000千円の節減を図る。

【旅費の見直し】

平成17年度に検討した旅費業務の全面的外部委託による経費節減策を見直し、旅費業務ガイドラインの策定を行い、旅費業務の合理化及び経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

施設・設備の共同利用の推進、施設の運営方法の改善を図り、効率的な運用に努める。

【施設の有効活用】

施設の利用状況調査を実施して、共用スペースを確保し、施設を有効活用する。

【役務契約等による経費節減】

役務契約等について、契約事務の合理化及び経費節減の観点から、複数年度にわたる契約を検討し、可能なものから実施する。

物品について、購入契約、単年度賃貸借契約及び複数年度のリース契約を比較し、有利性が認められる契約に切り替える。

経費節減の観点から、複写機の性能等及び設置台数の見直しを行う。

リユース製品の活用について検討し、可能な場合は導入する。

【余裕金の有効活用】

金利情報等の収集及び分析を行うとともに、平成17年度に設置した資金運用委員会の下で、ペイオフ対策を含む余裕金の安全かつ効率的な運用を図る。

【外部資金等の研究費の立替】

研究の早期着手を支援するため、研究経費の立替を試行する。

【教育研究設備の利用促進】

機器分析センターに教育研究設備を整備し、全学共同利用のより一層の推進を図るとともに、学外へも開放し効率的な運用に努める。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1-1 自己点検・評価及び第三者評価等に関する具体的方策

1) 諸活動の達成度を点検・評価するために「評価室」を設置し、評価システムの構築及び点検・評価に関する情報収集・分析体制の整備を図る。

【弘前大学評価システムの策定】

教員の業績評価基準を策定し、その評価を実施する。

組織の業務評価及び事務職員の業績評価について、評価基準の策定作業を進める。

【大学情報データベースの構築】

評価の効率化・質的向上を図るため、学内の教育研究活動等の状況に関する情報を収集、整理する大学情報データベースシステムの構築を図る。

2) 自己点検・評価及び外部評価を各部局等について実施するとともに、大学全体の活動については定期的に第三者評価を受ける。

【認証評価の実施】

各学部等の自己点検・評価を踏まえ、評価室が全学的な自己点検・評価を実施し、

大学評価・学位授与機構が行う認証評価を受ける。

1-2 評価結果を大学運営の改善に十分反映させるための具体的方策

1) 評価結果について、学長が評価室の分析を基に改善方策を立てるとともに、改善結果の検証を行うことによって、大学運営の十分な改善を図る。

【自己点検・評価の改善方策】

平成18年度に認証評価を実施する。

学長は評価室が行った自己点検・評価の分析を踏まえ、改善の方策を立てる。

2) 評価結果及び改善結果等について、社会にわかりやすい形で公表する。

【社会への公表】

自己点検・評価及び年度評価の結果等をホームページに掲載し、広く社会に公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

教育研究活動の状況等の情報提供に関する具体的方策

1) 本学の公式ホームページを充実させ、迅速な情報提供、広報活動を行う。

【ホームページの充実】

公式ホームページの継続的な充実を図り、迅速な情報提供、広報活動を行う。

2) 一般向け広報誌の発行、ホームページを充実するなど、本学における広報活動を積極的に推進する。

【情報発信の充実】

広報誌、メールマガジンを引き続き発行するとともに、新聞メディア等を活用し、大学からの情報発信を充実させる。

【保護者への情報発信】

学生の保護者との懇談会を引き続き行い、大学の現状、将来構想について説明する。

【ロゴマークの策定】

大学のブランド力強化のため、公募によりロゴマークを策定し、各種広報媒体に活用する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1-1 施設設備の教育研究活動への有効的活用とその管理体制の確立に関する具体的方策

1) 本学の「教育・研究・地域貢献に関する目標」に沿って「長期総合計画」を見直し、教育研究の発展に伴うニーズに対応する長期計画を策定する。

【施設の長期計画の策定】

平成17年度に策定したキャンパスマスタープランを踏まえ、文京町団地の施設の長期計画を策定する。

2) 経営的視点に立ち、総合的・長期的にキャンパスの施設設備を教育研究活動に対応するために、スペースマネジメント及び予防保全を主体とした施設マネジメントを実施する

体制の確立及び施設設備のデータベース化による管理システムの導入を図る。

【スペースマネジメント】

教育研究活動に対応する施設設備のスペースマネジメントについて、効率的運用を図るための管理方法の検討を開始する。

【予防保全のデータベース化】

予防保全の実施に向けて、健全度調査結果のデータベース化を開始する。

3) マネジメントの実施については、施設設備の管理運営は原則として全学一括管理とし、担当役員の下に施設設備部門が担当する制度を導入し、このための体制の整備を図る。

(実施済)

4) 独創的・先端的な学術研究等を推進するための、大学院に対応したスペースを確保・整備し、充実を図る。

【学術研究用共用スペースの活用】

施設の利用状況調査を実施し、確保した共用スペース等について、大学院に対応した実験室、プロジェクト実験室、卓越した研究拠点等への効率的運用に努める。

5) 先端医療に対応した大学病院の必要なスペースの確保・整備を図り、大学病院が地域の中核的医療機関として一層の貢献をするための整備を図る。

【外来診療棟の整備】

医学部附属病院外来診療棟の整備を進める。

6) 学術研究拠点の形成及び地域連携等を推進するため、卓越した研究拠点のスペースを確保・整備し、充実を図る。

【学術研究用共用スペースの活用】

施設の利用状況調査を実施し、確保した共用スペース等について、大学院に対応した実験室、プロジェクト実験室、卓越した研究拠点等への効率的運用に努める。

7) 国際学術交流等を推進し、世界に開かれた大学を目指すためのスペースを確保・整備し、充実を図る。

【学術研究用共用スペースの活用】

施設の利用状況調査を実施し、確保した共用スペース等について、大学院に対応した実験室、プロジェクト実験室、卓越した研究拠点等への効率的運用に努める。

1-2 豊かなキャンパスづくりのための具体的方策

1) 特色あるキャンパスづくりのために、学内の交通計画の見直し、道路改修、歩道・駐輪場・駐車場整備の具体的計画を策定する。

【特色あるキャンパス】

特色あるキャンパスづくりのため、教育学部創立130周年記念事業の一環として教育学部周辺を整備する。

2) 緑化及び美観を維持するためのボランティア活動等の具体的活動計画を策定する。

【ボランティアの組織の立ち上げ】

構内美観を維持するため、構内緑化のボランティア組織を立ち上げる。

3) 文京町、本町、学園町の各キャンパスを公園化し、市民に開放する。

【キャンパスの公園化】

文京町キャンパス公園化のため、駐車場・駐輪場の再配置、キャンパスサインを整備する。

1-3 社会的要請に対する具体的方策

1) 点字ブロック、障害者用エレベーター等の整備に努める。

【バリアフリー化の推進】

構内のバリアフリー化対策として、自動ドアの設置及びトイレの改修等を実施する。

2) 化学物質等の管理体制の確立を図り、排水・排気・廃棄物の処理・管理等の一元的管理の規定等を整備し、環境保全対策の推進を図る。

【化学物質等排気設備の改善】

安全管理室において、化学物質等に係る排気設備等の再配置及び実験内容の見直しを実施し、効率的で且つ使用する化学物質等に適合したものを整備する。

1-4 施設の老朽化対策

1) 耐震診断及びその結果に基づく耐震補強の実施計画を立案し、主要校舎等の耐震補強工事の実施を図る。

【耐震補強工事の推進】

耐震補強の実施計画に基づき、校舎等の耐震補強工事を実施する。

・(本町)総合研究棟改修(医学系)〔平成17年度補正予算事業〕

・(学園町)附属小学校校舎耐震改修〔同上〕

2) 竣工後15年経過した主要建物の部位別調査・耐力度調査を実施し、既存建物改修等の実施計画を策定する。また、その後5年毎に調査を行い、実施計画を5年毎に見直しする。

【老朽施設の改善】

竣工後15年経過した主要建物について、20棟の健全度調査を実施する。

全学の老朽化建物について、緊急を要する総合教育棟、学生寮及び職員宿舎の改修を実施する。

1-5 省エネルギー・省資源意識の啓蒙と普及のための具体的方策

1) エネルギー教育調査普及事業と一体となって、省エネルギー・省資源意識の啓蒙とその普及の具体的活動計画を策定すると共に、リサイクル資源活用等の具体的活動計画を策定する。

【環境規格の導入】

青森県版「KES(環境規格)」の導入を、教育学部・人文学部に引き続き拡大する。

光熱水費及び紙の減量化を推進する。

2) エネルギー教育関連施設の整備計画を策定する。特に、自然エネルギー教育にも配慮した関連施設の設置計画を作成する。

【自然エネルギー利用の促進】

エネルギー教育関連施設に設置した、自然エネルギー(地熱)融雪装置の実験を継

続し、自然エネルギーの有効利用を促進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

2-1 事故防止体制の確立のための具体的方策

- 1) 医療事故防止体制，有害業務管理体制の整備（各年度毎の見直しと改善）を図る。

【有害業務者の管理】

有害業務者に関し，届け出の徹底を図り，管理体制の整備を進める。

- 2) リスクマネジメントの充実を図る。

（実施済）

- 3) 防犯・防災に対し，責任の所在が明確となるような危機管理体制の確立を図る。

【危機管理体制の確立】

「弘前大学災害対策規程」に基づき，危機管理体制を明確にするとともに，学内構成員に対して防滅災思想の普及に努める。

社会情勢の変化に対応できる危機管理体制を確立するため，施設設備の定期的な見直しを行う。

2-2 労働安全衛生法などを踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- 1) 安全管理マニュアルの作成，安全教育・訓練，有資格者の配置，全学的な防災計画を策定する。

【全学的な防災計画の構築】

「弘前大学災害対策規程」に基づき，「弘前大学危機管理専門家会議」の下，「災害対策マニュアル」作りを進め，全学的な防災計画の構築を図る。

- 2) 定期健康診断及びその他各種検診等の受診率の向上を図る。身体面では健康診断・健康相談の充実を図る。特にカウンセリング機能の充実を図る。

【健康診断・カウンセリング等の充実】

定期健康診断及びその他各種検診等の受診率の向上を図るとともに，健康相談，カウンセリングの充実を図る。

メンタルヘルス担当専任教員の増員により，本町地区を含む学生，職員のケア体制の整備・強化を図る。

学生・職員の健康管理体制の充実を図るため，保健管理センターに専任事務職員を配置する。

- 3) 21世紀教育，各学部教育における安全管理・事故防止の具体的方策を定期的に見直す。

【学生教育の安全管理・事故防止】

学生が安全に教育を受けるため，「安全衛生管理指針」に基づき，安全管理・事故防止に努める。

2-3 学内セキュリティのための具体的方策

- 1) 盗難や事故防止のため，学内各部局等のセキュリティ対策を点検し，マニュアル等の見直しを図る。

【防犯情報の提供】

学内防犯対策のため、随時学内に防犯情報を提供する。

【防犯設備の整備】

被害発生時の施設出入者実態を把握できるよう防犯カメラ装置を設置する。

2) 情報セキュリティの対策を講じる。

【情報セキュリティの対策】

総合情報処理センター計算機システムを情報セキュリティが強化されたシステムに更新する。

情報セキュリティポリシーに基づく運用を行うとともに、点検・評価を実施し、適正な情報セキュリティ対策を講じる。

2-4 実験施設等における安全管理の啓蒙と普及のための具体的方策

1) 安全管理のマニュアル等の作成及び安全管理に関する研修会等を実施する。

【安全管理に関する意識の向上】

安全衛生管理室による研修会等を実施し、安全管理に関する意識の質的向上を図る。
アイソトープに関する法令遵守及び安全管理推進対策の具体的方策として、不使用線源整理及び教育訓練の徹底の他、ホームページ等を通し安全な取扱いを目的とした情報発信を行う。

2) 安全を全てに優先するため、安全衛生管理組織体系の再構築を図る。

(実施済)

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2.8 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

外来診療棟整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地並びに建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)外来診療棟 ・小規模改修	総額	施設整備費補助金 (1,499)
	4,252	長期借入金 (2,750)
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (53)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

中長期的な人事計画を策定するため、人件費のシミュレーションを含め、全学的な教職員人事に関する基本方針を定める。

教員の業績評価基準を策定し、その評価を実施するとともに、評価結果を反映させる方策をとりまとめる。

事務職員の業績評価について、評価基準の策定作業を進める。

北東北国立3大学間及び八戸工業高等専門学校との人事交流を行う。

(参考1) 18年度の常勤職員数 1,352人

また、任期付職員数の見込みを 242人とする。

(参考2) 18年度中の人件費総額見込み 16,395百万円

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,239
施設整備費補助金	1,449
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	91
国立大学財務・経営センター施設費交付金	53
自己収入	17,110
授業料、入学金及び検定料収入	4,023
附属病院収入	12,966
財産処分収入	0
雑収入	121
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,017
長期借入金収入	2,750
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	72
計	33,781
支出	
業務費	24,480
教育研究経費	13,606
診療経費	10,874
一般管理費	1,504
施設整備費	4,252
船舶建造費	0
補助金等	91
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,017
貸付金	0
長期借入金償還金	2,437
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	33,781

〔人件費の見積り〕

期間中総額14,993百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額11,911百万円)

(注1)「運営費交付金」のうち、平成18年度当初予算11,182百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額57百万円

(注2)「施設整備費補助金」のうち、平成18年度当初予算310百万円、前年度よりの繰越額1,139百万円

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	28,895
経常費用	28,895
業務費	26,080
教育研究経費	2,756
診療経費	6,500
受託研究経費等	393
役員人件費	97
教員人件費	9,295
職員人件費	7,039
一般管理費	704
財務費用	631
雑損	0
減価償却費	1,480
臨時損失	0
収益の部	29,739
経常収益	29,739
運営費交付金収益	11,162
授業料収益	3,396
入学金収益	490
検定料収益	134
附属病院収益	12,966
受託研究等収益	393
補助金等収益	74
寄附金収益	482
財務収益	3
雑益	121
資産見返運営費交付金等戻入	56
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	72
資産見返物品受贈額戻入	389
臨時利益	0
純利益	844
目的積立金取崩益	0
総利益	844

(注) 純利益、総利益を計上している理由は、医学部附属病院における長期借入金に係る償還元金が、長期借入金により取得した償却資産の減価償却費を上回ることによるものである。

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,287
業務活動による支出	26,781
投資活動による支出	4,563
財務活動による支出	2,437
翌年度への繰越金	2,506
資金収入	36,287
業務活動による収入	29,400
運営費交付金による収入	11,182
授業料・入学金及び検定料による収入	4,023
附属病院収入	12,966
受託研究等収入	393
補助金等収入	91
寄付金収入	624
その他の収入	121
投資活動による収入	1,502
施設費による収入	1,502
その他の収入	0
財務活動による収入	2,750
前年度よりの繰越金	2,635

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部	人間文化課程	444人
	現代社会課程	220人
	経済経営課程	240人
	情報マネジメント課程	252人
	社会システム課程	224人
教育学部	学校教育教員養成課程	580人
	養護教諭養成課程	100人
	生涯教育課程	280人
	（うち教員養成に係る分野 680人）	
医学部	医学科	560人
	保健学科	860人
	（うち医師養成に係る分野 560人）	
理工学部	数理科学科	40人
	物理科学科	40人
	物質創成化学科	46人
	地球環境学科	238人
	電子情報工学科	58人
	知能機械工学科	58人
	学部共通	20人
	数理システム科学科	120人
	物質理工学科	240人
	電子情報システム工学科	180人
	知能機械システム工学科	180人
農学生命科学部	生物機能科学科	160人
	応用生命工学科	200人
	生物生産科学科	220人
	地域環境科学科	160人
人文社会科学研究科	文化科学専攻	20人
	（うち修士課程	20人）
	応用社会科学専攻	12人
	（うち修士課程	12人）
教育学研究科	学校教育専攻	12人
	（うち修士課程	12人）
	教科教育専攻	66人
	（うち修士課程	66人）
	養護教育専攻	6人
	（うち修士課程	6人）

医学系研究科	保健学専攻	50人
	(うち修士課程)	50人)
	医科学専攻	256人
	(うち博士課程)	256人)
理工学研究科	数理システム科学専攻	20人
	(うち修士課程)	20人)
	物質理工学専攻	44人
	(うち修士課程)	44人)
	地球環境学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	電子情報システム工学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	知能機械システム工学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	機能創成科学専攻	12人
(うち博士課程)	12人)	
	安全システム工学専攻	12人
	(うち博士課程)	12人)
農学生命科学研究科	生物機能科学専攻	24人
	(うち修士課程)	24人)
	応用生命工学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	生物生産科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	地域環境科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
地域社会研究科	地域社会専攻	18人
	(うち博士課程)	18人)
附属小学校	768人	
	学級数	21
附属中学校	600人	
	学級数	15
附属養護学校	60人	
	学級数	9
附属幼稚園	160人	
	学級数	5